

和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区地域活性化方針

〔 平成 23 年 12 月 22 日 〕
〔 内 閣 総 理 大 臣 決 定 〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

（１）総合特区により実現を図る目標

国内外からの観光客受入促進、県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用、世界遺産研究・情報発信促進を目標とする。

（２）国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 国内外からの観光客受入促進

これまでも世界的に優れた観光資源としての世界遺産関連文化財等を活用するとともに、観光に関連した社会資本整備や受入体制等の整備を行ってきたが、外国人観光客の増加に対応するため、それらの整備を早急に進める必要がある。

② 県内における文化財等の地域資源の更なる保全・活用

県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源について、保全・保護、活用への取り組みをより強化することにより、地域の活性化につなげていく必要がある。

③ 世界遺産文化研究・情報発信

多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術、工芸品等を世界的な資産として後世に引き継ぎ、世界に向けて発信していくためには、県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の調査研究、情報発信を促進していく必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

（１）解決策

① 「国内外からの観光客受入促進」に向けた解決策

世界的に優れた観光資源としての世界遺産関連文化財等を活用するとともに、国内外からの誘致を促進するため、世界遺産としての知名度を活かし、観光に関連した社会資本整備、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施のより一層の促

進を図る。

② 「県内における文化財等の地域資源の更なる保全・活用」に向けた解決策

県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源について、県内の文化財所有者等と連携し、保全・保護、活用への取り組みをより強化することで、地域の活性化を図る。

③ 「世界遺産文化研究・情報発信」に向けた解決策

多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術、工芸品等を世界的な資産として後世に引き継ぎ、世界に向けて発信していくために、県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の調査研究、情報発信のより一層の促進を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。